

はじめに

ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能であるため、相談体制や医療体制の充実を図るとともに、県民の皆様がギャンブル等依存症に関する理解を深め、その予防を図ることが重要であります。

県では、令和2年に策定した「長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、各種施策を実施してまいりました。この間、ギャンブル等依存症にかかる相談体制や医療体制の整備は進んでおりますが、未だ十分な状況とはいえず、また、コロナ禍においてインターネットを介したギャンブルが増加する等、依存症を取り巻く環境は日々変化しています。

こうしたギャンブル等依存症に関する社会状況の変化等を踏まえ、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づく国の基本計画が、令和4年3月に見直されたことから、県においても必要な見直しを行うこととしました。

本計画においては、若い世代を対象とした予防教育、インターネットを介したギャンブルにおけるリスク等やその対処法など県民に対する依存症の正しい知識の普及の徹底、依存症である方とご家族が日常生活を円滑に営むことができる支援体制の整備に重点をおいております。

関係機関・団体等との連携を促進し、予防、相談、治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を構築することにより、誰もが健康で安心して暮らすことができる社会の実現を目指してまいりますので、県民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました長崎県依存症対策ネットワーク協議会ギャンブル等依存症対策専門部会の委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

令和5年3月

長崎県知事
大石 賢吾

